

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年4月28日（火） 8：19～8：33

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣
林 芳正 国務大臣（総務大臣）
平口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）
片山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松本 洋平 国務大臣（文部科学大臣）
上野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲和 国務大臣（農林水産大臣）
赤澤 亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金子 恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原 宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾崎 正直 内閣官房副長官
佐藤 啓 内閣官房副長官
露木 康浩 内閣官房副長官
岩尾 信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○国会提出案件	3件
○公布（法律）	6件
○政令	12件
○人事	4件
○配布	1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「裁判所職員定員法の一部改正法」外5件が、24日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」、「証人等の被害についての給付に関する法律施行令」及び「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令」の各一部改正令は、災害を受けた警察官の職務協力援助者等に対する給付基礎額等を引き上げるものであり、「地方公務員災害補償法施行令」及び「公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める政令」の各一部改正令は、公務災害補償における葬祭補償の額の引上げ等を行うものであります。

次に、「金属盗対策法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年6月1日とするものであり、「同法第2条第5号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部改正令」は、特定金属くずの買受けを行う際の本人確認に係る特例の対象を定める等の改正を行うものであります。

次に、「ストーカー規制法施行令及び国際テロリスト等財産凍結法施行令」及び「漁業法施行令」の各一部改正令は、デジタル規制改革推進一括法の一部の施行に伴い、各法に基づく意見の聴取における公示の方法による通知の方式を定めるものであります。

次に、「道路交通法施行令の一部改正令」は、放置違反金の納付命令に係る公示の電子化等を行うものであります。

次に、「刑事デジタル法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年5月21日とするものであり、「同法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、電磁的記録提供命令により提供させた記録媒体の交付に関する公告を行う場合の公告事項を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、高市内閣総理大臣が、5月1日から5日まで、林総務大臣が、5月1日から7日まで、茂木外務大臣が、明日から5月6日まで、片山財務大臣が、5月2日から6日まで、鈴木農林水産大臣が、本日から5月1日まで、赤澤経済産業大臣が、5月3日から8日まで、金子国土交通大臣が、5月6日から10日まで、小泉防衛大臣が、5月3日から7日まで、松本デジタル大臣が、5月3日から6日まで、黄川田内閣府特命担当大臣が、5月4日から6日まで、小野田内閣府特命担当大臣が、5月3日から6日まで、各国政府要人との会談等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、衆議院議員西村康稔に、コスタリカ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、財務官三村淳外2名に、アジア開発銀行総務会第59回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、木村優外101名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○林国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。3月の完全失業率は、季節調整値で2.7パーセントと、前月に比べ0.1ポイントの上昇となりました。これは、より良い条件の仕事に就くために、自発的に離職した者が増加したことなどによるものです。就業者数は6,773万人と、1年前に比べ3万人増加し、2か月連続の増加となりました。また、令和7年度平均の完全失業率は2.6パーセントと、前年度に比べ0.1ポイントの上昇となりました。今後も就業者や完全失業者などの状況を注視してまいります。

○木原国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○上野国務大臣：令和8年3月の有効求人倍率は、季節調整値で1.18倍と、前月を0.01ポイント下回りました。なお、令和7年度平均の有効求人倍率は、1.20倍と、前年度を0.05ポイント下回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、有効求人倍率はおおむね横ばいで、求人が引き続き求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しています。物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に留意する必要がありますと考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組むとともに、事業主の方に対する人材確保支援に取り組んでまいります。

○木原国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：林大臣、茂木大臣、片山大臣、鈴木大臣、赤澤大臣、金子大臣、小泉大臣、松本尚大臣、黄川田大臣、小野田大臣はそれぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理又は事務代理については、あかま大臣を総務大臣及び防衛大臣の、城内大臣を外務大臣及びデジタル大臣の、上野大臣を財務大臣の、金子大臣を農林水産大臣の、松本洋平大臣を経済産業大臣の、鈴木大臣を国土交通大臣の、平口大臣を黄川田内閣府特命担当大臣の、石原大臣を小野田内閣府特命担当大臣の代理とすることといたします。なお、私も、5月1日から5日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり木原内閣官房長官となりますので御了知願います。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、松本尚大臣。

○松本（尚）国務大臣：安心・安定して公務に専念できる環境を確保し、職員の能力の発揮への悪影響を防ぐため、公務においてもハラスメントの防止等に取り組み、ハラスメントを許さない組織文化の醸成を行うことが重要です。こうした中、先日4月15日に、行政サービスの利用者等、職員が職務上関係する全ての者が行為者

となり得るカスタマー・ハラスメントへの対策についての人事院規則が制定され、本年10月1日の施行が予定されています。現在、各府省等においては、様々なカスタマー・ハラスメント対策に取り組んでいただいているところ、この機を捉え、人事院規則等の趣旨に沿って、それぞれの実状に応じ、例えば会話の録音等の取組を進めるなど、各大臣におかれてはイニシアティブを発揮していただきつつ、更なる対応を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、黄川田大臣。

○黄川田国務大臣：毎年5月は「消費者月間」です。テーマに即し、国、地方公共団体や消費者団体などが消費者に向けた啓発事業を行うとともに、消費者支援に功労のあった方への表彰を行います。今年の統一テーマは、「見える情報 見えない仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～」です。デジタル技術による情報提供の仕組みやリスクを理解するなど、デジタル社会に必要な消費者力を高めていく機会となるよう、消費者への啓発について関係閣僚の御協力をお願い申し上げます。本日お配りしたバッジは、身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン188（いちほちはち、いやや）」の啓発バッジです。特に消費者トラブルに遭いやすい若者や高齢者の方にとって、トラブルに遭ったらすぐに相談できるよう、わかりやすい番号「188」を知っていただくことが非常に重要です。「消費者ホットライン」の啓発にも御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：なお、海外出張された環境大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

資料あり
資あ

◎政 令

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（警察庁・財務省）
- 〃 ○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通・財務省）
- 〃 ○ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（警察庁）
- 〃 ○ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（法務省）
- 〃 ○ 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○ 漁業法施行令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産省）

資料あり
資料あり
資料あり

◎人 事

- ☆内閣総理大臣高市早苗外10名の海外出張について（了解）
- 衆議院議員西村康稔にコスタリカ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずることについて（決定）
- 〃 ○財務官三村 淳外2名にアジア開発銀行総務会第59回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて（決定）
- 〃 ☆奈良女子大学名誉教授木村 優外101名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆労働力調査報告 （総務省）

[○署名あり ☆署名なし]